

周南市バスケットボール協会競技会規程

(目的)

第1条 本規程は、周南市バスケットボール協会(以下「本協会」という)の規約第16章第81条(競技会)に基づき周南市内で開催される競技会の組織および運営について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の意義は次の各号に定めるところによる。

(1)主催

自己の名義において試合、イベント等(以下「試合等」という)を開催すること

(2)共同主催(共催)

共同の名義において試合等を開催すること

(3)主管

試合等の運営を委託を受けて実施すること

(4)後援

他者の主催する試合等を支援すること(ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない)

(5)協力

他者の主催する試合等に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること

(6)特別協賛(冠協賛)

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること

(7)協賛

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること

(8)公認

他者の主催する試合等または他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること

(9)推薦

他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、バスケットボール界または本協会にとって良質または好ましいものとして認知すること

(主催権)

第3条 周南市内において当協会主催で開催されるバスケットボール競技会は、全て本協会の管轄下にある。

2 本協会は、前項の主催権を、各種の部会等に委託することはできない。

3 周南市内においてバスケットボール競技会を開催しようとする者は、本協会に申請の上、理事会の承認を得なければならない。

(主管の委託)

第4条 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、加盟団体および認定団体または第三者に委託することができる。

2 本協会より主管を委託された者は、当該競技会の開催に関する収支責任を負うものとし、予め本協会との覚書により、該当競技会の収入超過の処分または支出超過の処理について取り決めておくものとする。

3 本協会より主管を委託された者は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。

4 本協会より委託された主管競技会が天変地異等の不可抗力により中止となった場合の損失の処理については、本協会と主管者により協議の上決定する。

(競技会の賞品)

第5条 競技会に参加するチームおよび選手への賞品(賞金を含む)は、競技会の価値および選手の年齢・社会的立場等にふさわしいものでなければならない。

(各実行委員会が行う競技会等)

第6条 各実行委員会が独自に開催する競技会に関する規程は、本規程に準ずるものとする。

(市内競技会)

第7条 本協会は、次の各号の市内競技会を主催する。

(1) 令和〇年度周南市春季U12バスケボール交歓会(兼)第〇回藤井真杯U12バスケボール大会

(2) 夏季周南市民バスケボール大会

(3) 第〇回バスケボールサマーフェスティバル in 周南 U15

(4) 第〇回ライオンズ杯U12バスケボール交歓会(兼)令和〇年度周南市秋季U12バスケボール交歓会

(5) 第〇回中村幸男杯争奪 U12 バスケボール周南大会

(6) 技術講習会

(7) 冬季周南市民バスケボール大会

(8) 周南市 U12 バスケボール新人交歓

(9) 周南市冬季 U12 バスケボール交歓会(お別れ会)

(10) 第〇回中村幸男杯 U15 バスケボール交歓大会(兼)第〇回周南市 U15 バスケボール大

(11) 周南市会長杯争奪バスケボール大会

(12) 第〇回周南市 U15 バスケボール1年生大会

- 2 本協会は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。
- 3 前2項の本協会主催競技会の開催日程は、開催前年度の12月末日までに、本協会および各主管者をもって構成する「市内競技会日程調整委員会」により調整の上決定するものとする。なお、各主管者は、当該委員会の開催前に、予め各競技会の開催概要の素案を策定しておかなければならない。

(開催の申請)

第8条 加盟団体および各部会が、市内において競技会を開催(主管および当協会へ後援依頼)する場合は、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、開催申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。但し、(公財)周南市スポーツ協会・スポーツ少年団本部・高等学校体育連盟・中学校体育連盟他が主催する競技会において、当協会へ後援依頼を行わない競技会は該当しない。

2 加盟チームまたは各部会・各実行委員会が競技会(参加料を徴収する)を開催する場合は、前条第3項にある「市内競技会日程調整委員会」までに開催申請書を提出する。その場合は、本協会へ申請するものとする。

3 開催申請書は、次の各号とする。

(1)大会要項(開催主催者作成)

(2)大会計画※大会要項詳細等詳細内容が確認できるもの(大会2週間前程度)

(3)収支計画書(別表一3-1)

4 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。

5 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に関し、前項3の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

(開催の条件)

第9条 前条に規定する競技会開催の承認に際しては、次の各号の条件を満たさなければならない。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

(1)競技は JBA の最新の競技規則により行うこと但し、大会の規模・参加チーム状況により、大会独自の対応は可能とする。

(2)参加選手は本協会の諸規程を遵守すること

(3)参加選手の傷害について考慮してあること

(4)本協会が定める競技会開催ならびに運営に関する諸規程に従うこと

(5)競技場内およびその周辺に発生したチームまたはその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係加盟団体の規律委員が規律委員会に報告し、裁定委員会で決定する

(6)その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

第10条(運営費)

1 競技会の運営は、登録料・参加料・各種ペナルティー料・寄付金・補助金等をもって充てる。

① 参加料については、各大会において収支を算出しそれに基づいて、参加チームより徴収すること。

② 各種ペナルティー料とは、帯同審判員が出せない場合や、U12・15については帯同MC（マンツーマンコミッショナー）が出せない場合において、大会参加料とは別に大会主催者へ支払うものとする。但し、このペナルティー料については、大会主管者にて社会の情勢等をふまえ金額を決定することができる。尚、ペナルティー料の徴収については、大会運営時に大会主催者及び主管者にて、代替の人材を確保する事が非常に困難となっている現状を鑑みて、人材確保の観点で徴収するものとする。

③ ペナルティー料については下記の金額とする。※2022年度参考

(1)U18含む社会人カテゴリーの市民大会等における審判ペナルティー	10,000円
(2)U12の各種市内大会における審判ペナルティー	1,000円
(3)U12の各種市内大会におけるMCペナルティー	1,000円

(予算及び決算)

第10条競技会開催に伴う予算および決算は、別に定める勘定科目ならびに積算基礎による。

(決算の修正)

第11条本協会は決算報告書に不審な点がある場合は、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

(報告義務)

第12条主催者および主管者は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の各号の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1)大会報告(本協会様式)
- (2)収支報告書(別表一3-2)
- (3)大会結果報告(開催主催者作成)

(懲罰)

第13条競技会において、次の各号の1つに該当する場合は、審査の上、懲罰を科すことができる。

- (1)本規程の定めに違反した場合
- (2)本協会が承認した「行動規範」「倫理ガイドライン」「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」に違反した場合
- (3)本協会加盟登録規程の定めに違反した場合
- (4)本協会競技者規程の定めに違反した場合
- (5)その他、本協会が定める各種規定に違反した場合

2 懲罰は、その行為の程度により、除名、出場資格の停止、戒告、訓戒、その他をもって行う。

3 懲罰の審査は、規律委員会からの報告を受け裁定委員会で行う。

4 懲罰の審査結果は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

(附則)

本規程は、平成28年4月23日制定、平成28年4月1日施行

平成30年5月31日改正、平成30年4月1日施行